

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に A 県にある会社を退職して、実家のある B 市に戻ったところ、B 市役所から国民年金に加入するようとの電話があり、強制加入なので必ず加入しなければならないとのことであった。そのため、私は国民年金に加入して、54 年 3 月頃に 53 年 6 月から 54 年 3 月までの 10 か月分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月に A 県にある会社を退職した後、実家のある B 市役所で国民年金の加入手続を行い、54 年 3 月頃に 53 年 6 月から 54 年 3 月までの 10 か月分の保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述する時期である 53 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人がまとめて納付したとする、昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間のうち、53 年 6 月から同年 9 月までの期間は納付済みとなっている上、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は昭和 61 年 4 月 1 日頃、A 市役所 B 出張所（現在は、C 事務所）で夫の国民年金の加入手続をし、私自身は任意加入被保険者から強制加入被保険者への変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料については夫の分と一緒にまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については国民年金保険料を未納とした記憶は無いとしているところ、オンライン記録及び申立人保管の年金手帳によれば、申立人は、昭和 53 年 4 月 7 日から任意加入被保険者、61 年 4 月 1 日に強制加入被保険者となっており、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人と一緒に納付したとしているその夫は申立期間については納付済みである上、申立人が 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年2月まで
② 昭和44年10月から50年6月まで

私が20歳になった昭和42年*月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料は、家族全員の分をまとめて町内会の班長を通じて納めていたと聞いているが、私以外の家族全員の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和42年*月頃に、その母が国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間①の国民年金保険料は、家族全員の分をまとめて町内会の班長を通じて納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、43年3月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は現年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母を含め、その兄及びその姉も国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることから、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、11か月と短期間である申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料は、そ

の母が家族全員の分をまとめて町内会の班長を通じて納付してくれたと主張しているが、当該保険料を納付したとするその母は既に他界しており、証言を得られず、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②以前の昭和 43 年 3 月に厚生年金保険に加入しており、オンライン記録によると、申立期間②は、この厚生年金保険の加入期間及び 2 か月の未加入期間に引き続く期間であり、申立期間直後の 50 年 7 月から 51 年 3 月分は 52 年 7 月に過年度納付されていることから、町内会の班長を通じて納付していたという申述と符合しない上、申立期間は 69 か月と長期間である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（法人登記簿上の商号は、株式会社B。商号変更後は、株式会社C）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年6月1日まで
有限会社Dから株式会社Aに異動した際の年金記録が欠落している。
調査し記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

有限会社D及び株式会社Aにおける当時の経理担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、有限会社D及び同社の親会社である株式会社Aに継続して勤務し（昭和41年5月25日に有限会社Dから株式会社Aへ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和41年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
国の記録によれば、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に、関連会社（B株式会社。現在は、株式会社C）へ異動しただけであり、申立期間についても継続して株式会社Aに勤務していた。
第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の親族、同僚から提出された給与明細書及び申立人と同期に入社し一緒に異動した複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書及び申立人の株式会社Aにおける昭和53年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、関連会社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月22日から6年1月20日まで
② 平成6年1月20日から同年3月1日まで

申立期間①について、株式会社Aに係る標準報酬月額が当初44万円と記録されていたところ、遡って8万円に減額訂正されている。

また、申立期間②について、社名変更及び事務所移転等があったものの、同じ事業主の下で平成5年11月22日から8年5月25日まで継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間①及び②について、国の記録には納得がいかないのに、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aに係る標準報酬月額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月20日）より後の同年3月24日付けで、当初記録されていた44万円から8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる上、複数の同僚についても標準報酬月額が同年3月24日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る閉鎖登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の取締役ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められな

いことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要であると認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、株式会社B（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、株式会社Bは、平成6年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料は「無い。」と申述しているため、申立期間②当時の事業主及び取締役（事業主の妻）に当時の保険料控除及び給与支払方法等について照会したが回答は得られない上、申立人と同様に被保険者期間に欠落のある複数の同僚からも、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、上記同僚の一人から銀行預金通帳が提出されたが、平成5年11月から6年1月までの給与の振り込みが確認できない上、6年2月の給与振込額がその後の月に比べ高額であるなど、当該預金通帳の振込記録から、申立期間②において厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 24 日
年金記録を確認したところ、平成 20 年 3 月に支給された賞与の記録が無かったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人に係る賞与計算台帳から、申立人は、平成 20 年 3 月 24 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与計算台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年8月7日まで
有限会社Aに勤務していた平成4年4月1日から5年8月7日までの期間の標準報酬月額が下がっているのは誤りだと思うので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年8月7日）の後の同年10月5日付けで、遡及して11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、有限会社Aでは、申立人のほかにも標準報酬月額を遡って減額訂正されている者が3人確認できる。

さらに、法人登記簿謄本及び改製原戸籍から、申立人は、当該事業所において取締役であり、また事業主の妻であったことが確認できるが、申立期間には既に事業主と離婚しており、遡及訂正処理日には既に出社していなかった旨の供述をしているところ、改製原戸籍において、遡及訂正処理の日付である平成5年10月*日には既に離婚が成立していることが確認できる上、住民票及び年金手帳においても、同日には既に住所を変更していることが確認できることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理

を遡及して行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月1日から同年11月1日まで

B株式会社から株式会社Aに厚生年金保険被保険者記録が切り替わる際に2か月間の欠落があるが、当時就業場所や職務内容に変わりはなく継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚の供述並びにC基金及びD会からの回答により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和43年9月1日にB株式会社から株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年11月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳の記録によれば、株式会社Aは申立期間直後の昭和43年11月1日に適用事業所となっているが、当該事業所は法人であり、新規適用時の被保険者数も9人いた上、C基金では、前述の9人のうち5人は43年9月1日から株式会社AにてC基金の資格を取得している旨の回答をしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 43 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は31万3,000円、申立期間②は33万2,000円、申立期間③は32万7,000円、申立期間④は33万5,000円、申立期間⑤は38万3,000円、申立期間⑥は33万円、申立期間⑦は31万1,000円、申立期間⑧は32万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月2日
② 平成17年12月2日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月1日
⑤ 平成19年7月6日
⑥ 平成19年12月7日
⑦ 平成20年12月4日
⑧ 平成21年12月4日

勤務しているA事業所から支給された申立期間①から⑧までの賞与について、賞与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、厚生年金保険法75条に該当し、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、申立人の求めにより年金事務所が申立てに係る事業所を調査した結果に基づき、職権により作成した記録であり、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、申立人から提出された賞与明細書において、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月2日は31万3,000円、17年12月2日は33万2,000円、18年7月7日は32万7,000円、同年12月1日は33万5,000円、19年7月6日は38万3,000円、同年12月7日は33万円、20年12月4日は31万1,000円、21年12月4日は32万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったかについての回答は無いが、A事業所が加入していたB基金及びC組合においても、申立人の申立期間の記録が無いことから、事業主が当該期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のいずれもこれを記録しないと考えることは、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成9年4月から同年9月までは56万円、同年10月から10年1月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年3月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年2月の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から10年2月28日まで
② 平成10年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所からの連絡により、A株式会社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、遡って20万円に引き下げられていることを知ったので、正しい記録に訂正してほしい。また、資格喪失日は、平成10年2月28日ではなく同年3月1日であると思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から10年1月までの期間は59万円と記録されていたところ、A株式会社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年2月28日より後の同年3月2日付けで、20万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、A株式会社ではB作業員であったとしており、事業

主及び複数の同僚は、申立人はB作業員であり社会保険事務に関与していなかった旨の供述をしていることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務に当初届け出た標準報酬月額のとおり、平成9年4月から同年9月までは56万円、同年10月から10年1月までは59万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA株式会社における資格喪失日の記録は、申立期間①に係る標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた日と同日の平成10年3月2日に同年2月28日と記録されていることが確認できる。

また、A株式会社は、適用事業所でなくなった平成10年2月28日以降においても、商業登記簿謄本により法人格を有していたことが確認できる（平成10年4月*日解散）ことから、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所において、同年2月28日付けで同社が適用事業所でなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、上記のとおり、申立人は、当該資格喪失処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年2月28日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人の主張する同年3月1日であると認められる。

なお、平成10年2月の標準報酬月額は、申立人のA株式会社における遡及訂正前の同年1月のオンライン記録から、59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで
昭和46年1月1日から48年3月31日までA株式会社に勤務した後、翌日の同年4月1日付けでC株式会社に転勤し、その後、現在に至るまで同社に継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主、事業所の元経理担当者及び複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社及びC株式会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）本店における資格喪失日に係る記録を昭和 47 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 8 月 31 日まで株式会社A本店に勤務し、同年 9 月 1 日から同社の子会社であるC株式会社に出向したが、出向時の厚生年金保険の記録が1か月間途切れている。

この間、給与明細書等の資料は無いが、勤務や給料に途切れは無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたので当該期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bから提出された申立人に係る人事資料から判断すると、申立人が申立期間も株式会社Aに継続して勤務し（昭和 47 年 9 月 1 日に同社本店からC株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A本店における昭和 47 年 7 月の事業所別被保険者名簿の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年12月1日）及び資格取得日（昭和45年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年1月1日まで

私は、昭和35年4月1日から45年3月31日までA株式会社に継続して勤務しており、この間、同社を退職したことは無い。

しかし、BのC支店の閉鎖に伴い帰国した際の昭和44年12月が厚生年金保険の被保険者とされていないのは納得がいかない。同年同月がBからの帰国途中であったことが確認できるパスポートを提出するので、当該期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人がA株式会社において昭和35年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年12月1日に当該資格を喪失後、45年1月1日に同社において再び被保険者資格を取得しており、44年12月1日から45年1月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同じく申立期間においてB国C支店で勤務し、ほぼ同時に帰国したとする同僚が、申立期間にA株式会社に勤務していたことが同社の人事稟議決議書、在籍証明及び名簿により認められることから、申立人も、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、D株式会社（A株式会社の人事担当会社）の担当者は、「海外へ赴任する場合は出向の形をとっており、厚生年金保険は継続したままである。」と述べた上で、「申立人の記録が抜けているのは会社の誤りではないか」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における当該期間の前後の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
株式会社Aに勤務していた昭和47年8月にC研修を受け、同年9月にD株式会社に出向したが、同年8月の厚生年金記録が無い。継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除された給与明細書もあるので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bから提出された申立人に係る人事資料から判断すると、申立人が申立期間も株式会社Aに継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社本店からD株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで
A株式会社に勤務していた昭和44年11月の厚生年金保険の記録が無い。このときに会社は、B株式会社に社名を変更しているが、私は勤務を継続しているので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びC会の厚生年金基金加入記録によると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた従業員15人が、申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期

間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 5041 (事案 3971 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 4 月までの期間及び 53 年 1 月から 55 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から 51 年 4 月まで
② 昭和 53 年 1 月から 55 年 4 月まで

申立期間①については、私は昭和 50 年 6 月に会社を退職し、A 区から父の居住する B 市に転居し、会社から郵送された国民年金保険料納付書により B 市役所で納付し、51 年 3 月に結婚した後は、C 郵便局において国民年金に任意加入して同郵便局から交付された納付書により毎月保険料を納付した。

申立期間②については、昭和 53 年 1 月に会社を退職後、国民年金に任意加入して C 郵便局から交付された納付書により保険料を毎月納付した。

申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和 55 年 5 月 22 日付けで D 市において国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、その時点では、申立期間①及び②は制度上保険料を納付することができない未加入期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、当委員会の決定に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人が申述する国民年金への加入及び保険料の納付状況は、

当時の国民年金の取扱いと符合しない上、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年4月から15年2月まで
② 平成15年3月

申立期間①及び②の国民年金保険料の納付については、父が私と兄(A)の分をまとめて父の勤務先近くのB金庫(現在は、C金庫)D支店E出張所で納付したと聞いているが、今年初めに、保険料領収書の写しを確認したところ、私の分の国民年金保険料を重複して納付していることが判明した。

重複納付している申立期間①及び②の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について重複納付したとする資料として国民年金保険料納付書・領収(納付受託)証書(以下「領収証書」という。)の原本及び写しを提出している。

その提出された領収証書は、いずれも「納付期間」は申立期間①及び②、「納付書発行年月日」は平成15年7月9日、「基礎年金番号」は*であり、「領収(納付受託)日付印欄」には「B金庫 15.11.26D支店(E)(2)」が押印されており、「氏名」欄についてのみ、原本が「申立人」、写しが「A」となっている。

しかしながら、申立人のオンライン記録では、申立人である「申立人」から「A」へ氏名変更を行った履歴は無く、申立期間の保険料が重複納付及び還付された記録も無く、F年金事務所は日本年金機構本部から「オンラインシステム上において基礎年金番号*、氏名Aの納付書が作成されることは考え難い。」との回答を得ていることから、基礎年金番号「*」、

氏名「A」の領収証書の発行の経緯については判明しない。

また、C金庫D支店E出張所の「別段預金入金票」によると、平成 15 年 11 月 26 日の入金状況は、申立人「申立人」の国民年金保険料 2 件分（当該 2 件分は申立期間①及び②の国民年金保険料の合計金額である 15 万 9,600 円）と他団体の 1 件分の合計 3 件分のみであり、その父が納付したとする「A」の保険料に対する入金記録は存在しない。

さらに、平成 14 年 4 月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が進められており、同年以降は記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

私は、昭和47年10月に会社を退職後、しばらくの間、父に扶養されており、当時、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、父が行ってくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和47年10月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その父は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年10月から51年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、52年1月から53年3月までの期間については保険料を遡って納付することができる期間ではあるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで
② 昭和 47 年 9 月から 48 年 4 月まで
③ 昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月まで

A株式会社B事業所にC県からの出稼ぎで3回勤務したが、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料及び健康保険料が控除されている給料明細書があり、在職中に健康保険証を使用した記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①から③までにおいてA株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、給料明細書を提出し、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていると申述しているところ、申立人が提出した昭和47年12月分（本給52,800円）及び48年2月分（本給57,600円）の給料明細書の「厚生年金 健康保険料」欄に1,352円の記載があるが、A株式会社B事業所が加入しているD組合が提出した健康保険料の資料によると、当該保険料額は、当時の厚生年金保険料及び健康保険料を合算した額としては低額であり、当時の健康保険料に相当する額（標準報酬月額52,000円×2.6%（当時の被保険者負担料率）＝1,352円）と一致することから、上記健康保険組合に係る健康保険料のみが給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、A株式会社は、申立人に係る資料が無いため申立内容について

は不明と回答している上、同社が加入している E 基金は、申立人が加入者であった記録は残ってないと回答している。

加えて、申立期間①から③までに A 株式会社 B 事業所の厚生年金保険に加入していた被保険者 22 人に照会し、14 人から回答を得られたが、申立人が申述している勤務形態（出稼ぎ労働者）の従業員に係る厚生年金保険加入については不明としている上、当該 14 人は全員が正社員として勤務していたと供述している。

また、A 株式会社 B 事業所における申立期間①から③までの期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無い上、申立人が C 県からの出稼ぎで当該事業所に一緒に勤務していたと名前を挙げた 4 人についても、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 6 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社、B株式会社及び株式会社Cにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日がそれぞれ昭和 45 年 8 月 30 日、50 年 9 月 30 日及び平成 6 年 8 月 31 日となっているため、厚生年金保険の被保険者期間に 1 か月の欠落が生じているが、いずれの事業所においても末日まで勤務していたので、資格喪失日は 1 日であると思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に昭和 45 年 8 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、A株式会社における申立人の離職日は昭和 45 年 8 月 29 日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致しており、申立期間①の勤務が確認できない。

また、申立人が同時期にA株式会社に勤務したとしている同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の有無については不明としている。

さらに、A株式会社は既に廃業している上、事業主は所在不明であり、申立人の申立期間①における勤務実態や保険料控除の有無について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、B株式会社に昭和50年9月30日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、B株式会社における申立人の離職日は昭和50年9月29日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致している上、離職票が交付済みとなっており、事務処理上、不自然な点は見当たらない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に同社を退職したとする同僚は、申立人と同じ昭和50年9月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記同僚からは回答を得ることができないほか、B株式会社は既に廃業し、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態や保険料控除の有無について、確認することができない。

なお、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含め、昭和50年に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した11人中、1日付けで資格を喪失している者はいない。

3 申立期間③について、申立人は、株式会社Cに平成6年8月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、株式会社Cにおける申立人の離職日は平成6年8月30日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致している上、離職票が交付済みとなっており、事務処理上、不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録により、平成6年に株式会社Cにおいて末日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が、申立人のほかに9人確認できるところ、申立人が同時期に同社を退職したとする同僚も、申立人と同じ6年8月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、平成6年に株式会社Cにおいて末日付け又は1日付けで資格を喪失している15人のうち、所在が確認できた6人に照会したところ、当時の総務担当者だったとする同僚一人から回答があったものの、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除の有無については不明としており、ほかの5人からは回答を得ることができない。

加えて、株式会社Cは既に廃業している上、元事業主からは回答を得ることができず、申立人の申立期間③における勤務実態や保険料控除の有無について確認することができない。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。